

広島市告示第456号  
令和4年9月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ファミリータウン広電楽々園  
(2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目441番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

広島電鉄株式会社  
代表取締役 椋田 昌夫  
広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
マックスバリュ棟北・西・南側	80台
DCM ダイキ棟西側	165台
ヤマダ電機棟1階	124台
立体駐車場棟1階	56台
立体駐車場棟2階	54台
立体駐車場棟3階	54台
合計	533台

(変更後)

位置	収容台数
マックスバリュ棟北・西・南側	80台
ヤマダ電機棟1階	118台
立体駐車場棟1階	56台
立体駐車場棟2階	54台
合計	308台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
マックスバリュ棟北側	86台
マックスバリュ棟北側	20台
マックスバリュ棟東側	21台
マックスバリュ棟南側	72台
DCM ダイキ棟西側	70台
ヤマダ電機棟1階	23台
合計	292台

(変更後1)

位置	収容台数
マックスバリュ棟北側	86台
マックスバリュ棟北側	20台
マックスバリュ棟東側	21台
マックスバリュ棟南側	72台
DCM ダイキ棟西側	70台
ヤマダ電機棟1階	23台
ヤマダ電機棟東側	77台
合計	369台
届出	292台

※駐輪場総収容台数369台の内292台を来客用の届出駐輪台数とする。

(変更後2)

位置	収容台数
マックスバリュ棟北側	86台
マックスバリュ棟北側	20台
マックスバリュ棟東側	21台
マックスバリュ棟南側	72台
ヤマダ電機棟1階	23台
ヤマダ電機棟東側	77台
合計	299台
届出	292台

※駐輪場総収容台数299台の内292台を来客用の届出駐輪台数とする。

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位置	収容台数
マックスバリュ棟西側	200㎡
DCMダイキ棟東側	98㎡
ヤマダ電機棟西北側	170㎡
合計	468㎡

(変更後)

位置	収容台数
マックスバリュ棟西側	200㎡
ヤマダ電機棟西北側	170㎡
合計	370㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置	収容台数
マックスバリュ棟西側	15㎡ <sup>3</sup>
マックスバリュ棟西側	15㎡ <sup>3</sup>
マックスバリュ棟西側	30㎡ <sup>3</sup>
DCMダイキ棟東側	10㎡ <sup>3</sup>
ヤマダ電機棟西北側	42㎡ <sup>3</sup>
合計	112㎡ <sup>3</sup>

(変更後)

位置	収容台数
マックスバリュ棟西側	15 m <sup>3</sup>
マックスバリュ棟西側	15 m <sup>3</sup>
マックスバリュ棟西側	30 m <sup>3</sup>
ヤマダ電機棟西北側	42 m <sup>3</sup>
合計	102 m <sup>3</sup>

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
マックスバリュ棟	午前6時から午後9時まで
DCMダイキ棟	午前8時から午後8時まで
ヤマダ電機棟	午前8時から午後10時まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
マックスバリュ棟	午前6時から午後9時まで
ヤマダ電機棟	午前8時から午後10時まで

4 変更年月日

(1) 駐輪場の位置及び収容台数 (変更1)

令和4年10月1日

(2) 上記以外の変更

令和5年5月6日

5 届出年月日

令和4年9月5日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年9月9日から令和5年1月9日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和5年1月9日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課